



といたしましても十分に留意いたし、

○吉川(久)委員長代理 報告書の作成につきましては委員長に誠意を持ってその実施に遺憾なきを期する所存でござります。なお、委員会御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

○吉川(久)委員長代理 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

卷之三

午後二時十八分開議  
○吉川(久)委員長代理 休憩前に引き  
続き会議を開きます。

## 農業災害補償法の 事案、農業災害補償

七条第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特別に關する法律案、以上三案を一括議題といたし審査を進めます。

質疑に入ります。質疑の通告がありまますので、順次これを許します。足鹿

○足鹿委員 農林大臣にお尋ねを申し上げたいのでありますが、いすれこまかいことは各論に入つてから政府委員会その都度お尋ねを申し上げることと思

うのです。さようはその基本的な問題に限定して二、三お尋ねをしてみたいと思うのです。

まず私の質問は、農業灾害を二つに見まして、一つは自然災害の問題、一つは人為災害とでもいいますか、最近公共施設によつていろいろ農民が被害を受けることについて、後段時間があればお尋ねをしてみたいと思うのです。

まず最初に本問題であります農業害補償法の改正についての基本方針たゞ一つ承わりたいのであります。大臣も私も一緒に農林委員をされ、また農林委員長として親しく私どもも御指導願つたのであります。二十八年の四月からこの問題が問題となり、今日まで足かけ五六年間、政府は三代にわたって変つたのであります。私どもはその間この改正案が基本的に取り上げられてくることを待望して、努力いたしました。ところがようやくにして五年ぶりにこの改正法案が出たのですが、私はその間この改正案が一読して感じます。それが、これを一読して感じます。これは、非常に農民の期待を裏切るかどうかということについても心配がないではありません。しかし政府が三代の内閣にわたってなし得なかつた点について、とにかくにもここまでまとめられたという苦心の跡は法案を通じていろいろ見受けられるのであります。全く全体を通じまして私どもが期待しておつたものとは相当違ひのであります。具体的にこれを指摘してみますと数限りなくあるのでありますが、大臣にお尋ねしたいのは、去年の十一月ごろ出ておりました農経局の原案といふものは、現在提出されたものよりも相当進んだものであった。ところが去年の十二月に自民党の特別委員会が設置され、これが活動を開始して、最近結論を出されるに至つて、その当時の案はほとんど骨抜きになってしまった。

そうして現在出されているものが、どこへ一応示されておるのであります。が、この法案全体としてどこに基本方針があるのか。今までこの法案が問合せになっておるのは、農家の相互共済制度であるといっておる。一面においては保険の形式を取り入れている。根本においてはその法案の名称が示すように農業灾害補償法であつて、国庫がある程度補償をするという立場の次第が出ておるのであります。でありますから、今度の改正の骨子といふものは、ぐつて、また法の欠陥をめぐつて、過失においても好ましからざるところの次第が出ておるのであります。でありますから、今度の改正の骨子といふものは、どこにその基本方針を置いて改正をするのか、また現在一足飛びには上れないとするならば、次の段階にはどこにこの構想を置いてどこに持つていいこととしておるのか、その基本構想といふものがなければならないと思ふのであります。要するに国家補償制度をもつて實じていこうとしておるのか、保険制度でとことんまでやつていこうといふのか。問題は、相互共済というには現在においてはその運営の面からいって全く実態は遠いものでありまして、残されておるのは国家補償制度でいくか保険システムでいくか、この二つにだんだんと制約されてきておると思うのです。そこでこの法案全体を通じて大臣が構想されましたが基本構想といふのはどこにあったのか、また今後どこに置かれようとしておるのか、これをまずお示しを願いたいのであります。

かれましては、当委員会の中に共済委員会というものを設けられまして足鹿さんが中心になられて十原則とうようなものを打ち出され、改正の方針を明示せられましたことをお記憶新たなところでございます。従いましてそういうたいきつ、経緯にかんばりみまするときに、この改正案はただいま御批判を受けましたごとくまことに徴温的である。当時の考え方というものは影をひそめておるかのとき御批判でございました。当时を承知しておる者としては必ずしもこれに満足をしておるわけではございません。しかしながらこれをもつていたしまするとさぞとも、なれど従来の線よりも一步前進でありまするということはお認めいただけるものと思ひまするし、当時の小委員会で打ち出された構想の幾分かは取り入れておる所存でございます。どうも焦点が抜けてしまつたと言われまするゆえんは、ともかくこれだけに固まるまでは、もづいぶん長年月を要したわけでござりまするし、その間のいわば最大公約数というふうなものがこれに表現されておるというように御理解をいただきたいと思うのであります。そこで問題の基本はどこにあるのか、一體保険のシステムでいくのか国家補償でいくのか、このあたりが確かに問題でございましょうが、さりとてこれを明確に直ちに割り切るというわけにも参らないのでございまして、この改正案はまあその両方のファクターを持つておるといふ次第でございまして、ここ当面は一つこの程度をもつて御了承を願いたい、こういう次第でございます。

体を通じて一步前進だとおっしゃるは、公共的性格を經營主体の特例にされるような道をお聞きになつたところは刮目すべき重点だったとうのです。私の見たところでは、やはり公共的性格を強めていくということは、これは運営を公正にしていく面らうとしても、まだその団体なりこのへり公共的な性格を強めていくというこは、これは運営を公正にしていく面は、これは運営を公正にしていく面要求にこたえていく上においても、た農民に正しく、今までの制度に対する不信を払拭していく上においても、係の仕事をしておる役職員のまじめに重点が案全体として動いておるものだと私は見ておるのですが、そうじゃないのでしようか。その程度は、もう少し大臣の構想としては末端から上つたものを押しつけられたというのではなくして、少くとも確たるところは一つかんでおいていただいて、そうしてこれをもつて満足せずして、今後も改正の時期なり、方法というのはあろうと思ひます、なかなか一べんに取り上げるわけには参らない複雑な問題でござりますから。少くともその見通し、大臣の確信というだけはこの際明らかにしていただきたいのです。

あけたことによりまして、公共性といふ面が強まって参り、それによつて従来の信頼感の喪失しておつたものを取り返して参りたい、こういう構想を示しておるわけであります。

○足鹿委員 時間がありませんから、もうこれからは意見をやめまして、具體的な点を、大臣の御見解が明らかになりましたから、申し上げます。複雑な現在の機構を簡素化していくことについて特別の注意を払われたかどうか。たとえば現在のこの機構は、特別会計を昭和十九年の法律に基いて政府部内に置いておる、一方においては経済局を中心監督官房の立場に立つておる、また昭和二十三年には共済基金制度が設けられて現在も存続しておる、また社団法人として、任意団体として全国共済協会というものができますねる、しかも最近の制度の改革によって、評価の上に農林統計調査機構を活用するような運営になってきておる、今度はまた市町村の主管するような立場に制度を持つていくこうとしておる、こういうふうになって非常に今度は自らの内部においても、たとえば農林統計調査機構を今後は一つのきめ手として使つていこうという意図が強く出ておるようであります、戰後における農林統計調査機構というものはその性格が変化しておると思うのです。それはどういう点かといえば、食糧の供出制度が非常にやかましいときに、作報と申して、むしろこれは強権供出の数字的裏づけをするということが陰における大きな任務としておった。ところが現在予約制度になってその必要はなくなりました。従つて農林統計調査部という

ものの機構ないし、その性格というものは、はよほど変ってこなければならぬはずだ。ところが、いまだに郡別の統計はあっても市町村の統計はない。また被害統計というものは表だってとっても新しい。それに対するところの対策が一つも立てられてないという状態にあって、農林省の内部機構の上においても、活用する点があるならば、少くとも新しい転換に備えて、機構を簡素整備していく筋合いのものであろうと思う。にもかかわらず、このたびの改正案においては、特別会計についても、共済基金制度についても、協会についても全然触れておらない。また農林統計調査機構の制度への活用の点についても、有機的な機構自体の変化も行われていない。こういうことで一片の法律の改正を行うことによって目的が達成されるものではないと思うのです。その点は制度を改正していくことという場合にあっては、機構上における重大なボイントだと思う。その点については考慮をお払いになる余地はなかったのでありますか、またあつてもできなかつたのでありますか、全体として明らかにしておいていただきたい。

それの中へ取り入れて参つておるの  
でありまして、これらを有機的に、総  
合的に運営をして参ります上において、  
そういう問題は解決して参りたい、と  
いうふうに考えておるのであります。  
○鹿巣員 たとえば統計調査部の事  
例を私は申し上げたのですが、これは  
もとと本気におやりにならなければ、  
この制度の一一番重点の魂が入らないの  
です。今度の制度改正を通じて一番抜  
けておる点は、損害評価のきめ手につ  
いて何ら新しい新味がないということ  
です。会計検査院が、あるいは行政管  
理庁が従来しばしばこの農業災害補償  
制度を建設的な立場において批判してお  
るは決算上の会計検査の立場から批  
判をしておるのは、いわゆる損害評価  
をめぐる水増しの評価であるとか、そ  
れに端を発するいろいろな不正等の問  
題を追及しておるのです。そこからい  
わゆる運営上を通じて悪いことが行わ  
れておるのです。農民の利害に相反する  
ようなことが公然と行われておるの  
です。これを直さなければ私はうまく  
いかぬと思うのです。ところがいろいろ  
と非公式に、ここでしゃべるばかり  
が能りませんから、具体的に建設  
的にいろいろ意見を聞いてみますれば、  
ば、わずかな財政上の制約によつて、  
いろいろな案があつても実行できな  
い、こういうような実情なんです。今  
度四億七千万円ばかりの三分の一負担  
が二分の一負担に変ることについて  
も、最後まで大蔵省が難色を示したと  
いう経緯を私は聞いて知つております  
けれども、負担の問題も、もちろん大  
蔵省とのあの程度の折衝によつて目的  
を達成されたのはけつこうですが、少  
くとも損害評価のきめ手について、

いておやりになるだけの機能を果して  
いるかどうかということは疑問です。  
農林金融公庫に特別部門を作つて、こ  
れに政府がある程度の財政を補給して  
けば機能は十分果せるわけです。何  
もこんなものを別に置いておく必要は  
ない。私どもはこの機能というものは、  
無視はしません。無視はしませんが、  
作つたときの機能を発揮しない。大災  
害があつたときには政府が別途の措置  
を講じなければ何一つできないので  
す。そういうふうな点についても、こ  
のたびはほとんど触れておられません。  
根本改正、抜本改正でないからいたし  
方はないというものの、そういった点  
についてほとんど触れておる点がな  
い。説明を読んでみてもそういう点を  
考慮した余地もない。こういう点は私  
は非常に遺憾に思います。これ以上申  
し上げてみても、大臣も御答弁がどう  
かと思いますが、制度改正協議会の答  
申は昭和二十九年十二月に答申をいた  
しております。その点について若干答  
申案を尊重されたと思われる節もない  
ではありませんが、機構上の問題につ  
いてはほとんど触れていない。重大な  
問題についてはほとんど触れていない  
。そこに私はこのたびの改正案が微  
温的であり、今後を期待することがで  
きないのではないかという心配を持つ  
のであります。そこで農林大臣にお尋  
ねしますが、制度改正協議会が、昭和  
二十八年の本農林委員会の決議を尊重  
されて出発いたしたのは二十九年の七  
月であったと思う。炎暑を冒して相当  
の人々が寄つて慎重審議をし、まじめ  
な審議をして十二月に一応中間答申を  
したことはこの経過報告書を読みまし  
て、私も当時を追憶しておるのであり

ますが、この協議会の運営はその後逐步トップしておる。これは死んだものではありませんしょうか、今後運営されるつもりであるのかないのか。根本改正はこのたびが達成されておりませんから、いずれ根柢本改正の時期は遠くはないと思うのであります。しかし、何がこれについてこの協議会をそのまま自然消滅させていくつもりであるのか、これをまたさらに活用していくために備えられていくか、というか、この答申については従来どの程度の考慮を払われたものであるか、将来に対する対策はどうか、との点を伺いたい。

○井出国務大臣 損害評価の問題が最初に御質問にございましたが、これは本制度の運営上の基本的な問題でございます。この改正案自体には細目にわたりてはおりませんけれども、具体的な方法あるいは具体的な改善策につきましては準則を定める予定でありますので、御意見のほども十分尊重をしてその準則の内容に盛り込んで参りたいと存思ります。そういう際に統計調査部を活用する、こういうこともより考えなければなりませんし、また統計調査のあり方についても、供出制度のなくなった今日といたしましては、これにも工夫をこらしていかなければならぬ、このように考えておる次第でござります。

それから基金の問題が出来ましたが、これはわれわれ部内で検討をいたしました際には、基金と共済の中央機関というふうなものをどういうようにして組み合せるかというようなことを、構想の上には上って参ったのでござりますが、当面としてはそこまで及ばずして、こういうものをお目にかける結果になつ

た次第でございます。なおまたこの会の決議に基きまする災害補償制度を検討する機関といたしまして、ずっと御苦労をかけて参ったのでござりますが、その答申につきましては、今回の改正案の中である程度の部分は取り入れておると考えるのでござりますが、あの機関も何か少しだなざらになつたという感じでござりますので、むしろこの改正を機会に、あるいは別個に考えてみたならばどうか、つまり編成がえをするか、そういう点を少しく検討させていただきたい、こう考えております。

○足鹿委員 私は少くともあの制度改正協議会にこの改正案を出されるならば、一応は正式にお諮りになつて、あそこまで努力をし、苦心をした者の意見をいま一応認め確かめになる必要はないかつたか、相当時間をお過ぎておりますからあるいはそういう点で何か別に考え方されるところがあつたかも知れませんが、少くとも内閣は變つておりましても、その努力したもののが、このたびの中にいろいろな形で、目だけは一応入れておられる点も私どもは買うのであります。が、やはりもう少し尊重されるような態度がほしかつたと思う。今後もまた運営上についていろいろお考えになつておるようありますが、これ以上申し上げません。

そこで、今度の改正について私が一番問題にしたいのは、いろいろな参考資料を読んでみてもわかりますが、一番問題になるのは、制度をどう改正してみても、運営の面において制度そのものがあまり複雑に過ぎる、そのよき意図とは違つた結果が出てくる、こうしたことだらうと思うのです。昭和三

十年度の決算検査報告書を見ますと、農業共済再保険特別会計中の不当事務というところが長文にわたって出ておりますが、このいろいろな事項を指摘しております中で一番重大な点は、四和二十八年度決算検査報告に掲記した指摘事項のうち、当局において変則とい等の不当経理を是正し正規の支払いを行なった旨を、その検査を受けた組合から回答があつた、そこでまたそれを再調査してみたところが、実際は指摘によつて直したといいながら、それは帳面上だけでは全然直しておらぬ、このことが一番遺憾であるという旨を会計検査院は指摘しております。膨大な報告の中で昭和二十八年にたとえれば兵庫県加古郡天満村の事例——私は当時小委員長をしたときに資料を出してもらつてよく記憶しております。そうしてこれは変則であるから直せといつて直しましたと返事がくる。また今度調査してみたが、これは帳簿上のことだけであつて、全然是正されておらないということはこの検査報告書の中では一番重視すべきであろうと思う。どんなに制度を改正してみたところで、こういうことではおそらく問題にならなかろうと私は思う。そういう点で本制度を簡素化していくためには、この前もこの問題が問題になつたときに、いろいろと小委員会の案として作りました備荒資金制度のようなのものを作る、そうして病虫害ははずして、病虫害はできたものに補助を与えるといふよりも国當あるいは国の負担において予防に重点を置いていくという方式に変えまして、そうして風水害等の不可抗力による災害については国が補償をしていくという、いわゆる国家補償

の方針を備蓄資金制度的な方向で求  
たらどうかということを当時相当検討  
したのです。ところが衆参両院とも  
一番問題になったのは、現在国が使  
ておる程度の金をそのまま積み立てて  
ことが可能であるならばそれでよろし  
いが、もし大きな災害が起きたとき  
はその予算の範囲内で大蔵当局に打ち  
切られる危険性がある。その点では現行  
制度は自動的にふくらんでいくにはどう  
うしたらよいかということが、私はこ  
らみ得る制度を生かしながら、しかま  
国家補償制度に切りかえていくにはどう  
う強みを持っている、この自動的にふく  
らみ得る制度を生かしながら、しかま  
ういう点については歴代の内閣を経、  
足かけ五年の検討をやられたわけであ  
りますから、全知全能をしばってみてど  
うの制度改正の基本であったと思う。そ  
なつたかどうか、これが一番問題な  
ことです。だから、検査院が膨大な機構  
を使つて検査してみても反応がない。  
中にはりっぱな運用をしておるものもあ  
りますが、間違った運営をしたもの  
ははなはだしく多いのです。こういう  
間違った運営をやらさないためには、  
備荒貯蓄のような形で、災害を受けた  
ものに対し国が補償していくという行  
き方が私は一番簡素でいいと思いま  
す。この制度が一番いいと思います。  
だがしかし今言つたような大きな災害  
があつたときに、自動的にこれに対応  
するような国家予算の支出が伴わない  
です。大体意見は一致しておつたので  
す、制度改正調査会も、当委員会の結  
論も、ただ参議院の方でもその点を心

配されて、そういう重大な問題であ  
ならばわれわれもそうむちやなこと  
できぬというので思いとどまつたの  
す。そこでその問題を今後どう検討  
するかという間に内閣が變つたり解散  
あつたり、いろいろな政変のためにこ  
のままになつてしまつて今日に至つて  
おるのであります。この点についての検當  
どうでありますか、これは局長の考  
見もお聞きになつてけつこうですかから  
もう少し詳細に御説明願いたいのです。

○井出國務大臣　ただいまお示しにな  
りました一方は備荒貯蓄という考え方  
で、むしろ防除を中心にしてやつて參  
る、他方自然災害に対するは國家補償形  
でいくという考え方私はもと當時承わ  
ておりました。これは一つの理想的な形  
形であろうと思うのであります。実際  
を申しますと会計検査院の指摘等にま  
じさいます通り、ともかく現行制度に  
対する非常にきつい批判が各方面から  
起つて参つておりまして、むしろこのこ  
めにはともかく年々百何十億かに上る  
国家資金というものをこの制度の形の  
ままではくずれ去つてしまふ危険性を  
多くにあるといふ現実の状態に追  
迫された次第でござります。それがた  
めにはともかく年々百何十億かに上る  
量によって伸ばすこともできる、こう  
いう角度から、御指摘のような点はも  
ちろん承知しておりますが、当面の  
必要に迫られてこういう形で改正案を  
お示しをした次第でございます。

が御出席になることができるならば明日に継続したいと思います。

○吉川(久)委員長代理 ちょっと速記  
をとめて。

○吉川(久)委員長代理 速記を始め  
〔速記中止〕

○芳賀委員 農林大臣が時間がないそ  
うですが、緊急を要することですから  
重點的にお尋ねします。農林大臣は十  
七日に記者団と会見をされまして、全  
購連事件を中心として農林大臣として  
の意見を発表になったのであります  
が、この記者団会見の中に非常に重要な  
と思われる事項があるわけでありまし  
て、この点に対してもお尋ねします。

第一の点は、この全職連事件を契機として今後協同組合に対する一つの全面的な検討を行うために、全国農業会、全國農協中央会を中心にして農協再建委員会を設置して、広く学識経験者等を集めて再建の方策を講ずるという点が一点。  
それからもう一つは、現行の肥料行政に対する再検討を行うために、肥料審議会の懇談会を開いて肥料二法案に対する内容の論議を行いたいということを述べられておりますが、この内容について大臣の特に真意とするところをお尋ねしておきたいのであります。

○井出國務大臣 その前段の再建委員会と申しますが、これも仮称でございましたが、今回の全購連事件を契機にいたしまして、農協特にその中央団体の方々といふものが大きな批判を浴びておりますことは御承知の通りでござります。従いましてこれは農林省としてもこの際着過するわけに参りません。もちろんこれは農林省部内において

ても当然戒めなければならない幾多の問題を惹起しておりますが、それはその立場においてそのあり方を討究していくにあつては、やはり団体には団体が自主的に立場においてそのあり方を討究していくにあつては、それは決して役所の方からどうこうされには決して役所の方からどうこうされることはなくして、それは一つの試案でござりますが、そういうような形で中央会といふともかく一つの指導機関があるのでありますから、このあたりが肝いりされることによつて、自ら主的にこの際農業団体、特に農協のあり方を検討していくいただき、世論にこたえてもらうことが適当ではないか、かような考え方でござります。

それから肥料の問題につきましては

声として、肥料審議会を開いたらほと  
う御要請も受けているのであります  
す。これは正式な委員会というのでな  
しに、鑿談会でも持つていただきな  
らばどうか、そうして今日の肥料状況  
というものが、生産は非常に増大をし  
て参つておりますし、国内の措置もな  
ることながら、一方においては輸入輸  
出の問題などが大きく検討されなければ  
ならない時期かと思うのでございま  
す。いつと申すと自安はまだついており  
ませんけれども、こういう際にやはり  
肥料の問題にも言及をしていただけ

おくことの方が、施策をやつて参る上においても有益ではなかろうか、こういう考え方を記者団会見において述べた次第でござります。

れるわけですが、そういう場合に、これは果して制度上の欠陥であるか、あるいは運用上の欠陥であるか、あるいは農協それ自身の陣営内における質的な原因であるか、たとえば中央団体において、ああいう膨大な経済的な行為を行うに足る人的というか、質的素質が非常に欠如しておるのでこういう問題が起るというこの三つの根本的な原因といふものは探求されなければならないと思います。農林大臣はどこに一番大きな欠陥があるとお考へになつて、あのようない見解を發表されたかという点であります。これは先日参考人を招致した場合においても、現在責任のある役員が全部辞職しておりますので、暫定的に明二十九日役員の選挙を行なつて、一応事業の継続をやつしていくのであります。こういう大事な役員選挙を前にして、農林大臣の見解の発表といふものは、単なる当面の問題におびえて、その場のがれ的な思いつきの見解を發表しておるものであるが、ほんとうに農林大臣として、現在の協同組合全体の各面の検討を行なつて、制度運用上こういうところに欠陥があるということをお気づきになつてあるのような談話を見発されたかどうかという点であります。

○芳賀委員 次に肥料関係の問題であります。肥料審議会は結局臨時肥料需給安定法と給定法に基いて運営されるわけになります。ですから肥料需給安定法という法律が現存しておる上において、審議会だけ開いて問題の検討を行なつておる無意味だと思います。昭和二十九年に肥料二法案が成立したときの諸情状と、現在における国内あるいは国際的な肥料情勢というものは、必ずしも環境が同じだということはいえないと申します。ですから肥料二法案が成立當時意図した目的が一応達成されていくことは、法律それ自身に対する検討においては、法律それ自身に対する検討を加える必要はあるとはあるかもしれませんと存じます。法律の運用上も現在においては単に確安を中心としたア系肥料だけがその対象になつておる。今度問題提起を起したのは、ほとんどが輸入に依存しているカリ肥料の取扱いから発生した問題です。あの当時からア系肥料以外の重要肥料に対しても農林大臣が認める場合においては政令等によつて法律の対象にすることができるところを肥料安定法の第二条にうたつてあるわけですから、特に外国に依存しなければならぬような重要肥料に対しては法律の適用をこれに加えて取扱うべきであるということは、今まで一貫して私どもが主張している点などもあるいは運営上にも、人的要素もいろいろ欠陥のようなものが伏在しておりますはせぬか、そういうことを農業の皆さんに自主的に討究していくたゞかけたというように御解釈をいただけばけつこうかと思います。

〔參

森林法の一部を改正する法律案（内閣提出）（參議院送付）に関する報告書  
〔別冊附録に掲載〕

吉川(久)委員長代理 本日の質疑はこの程度にとどめます。  
これにて散会いたします。

を願うことにいたします。  
そこで保留しておきますが、この点において農林大臣としてのもう少し具体的な責任のある意見を整理されて御出席下さい。

こもらわなければならぬと考えてゐるの  
です。閲識の関係でさうは時間がない  
ないそうでありますから、明日また当  
委員会に御出席になりますので、それ

吉川されていいるという点はわかりますが、けれども、この際農林大臣として信頼的なものを十分固められて、この当面の問題の処理にどうしても当たる

漫然として肥料審議会の懇談会を開いても、さうした問題に対する態度はあらかじめ決めておいた方がよさそう。この二つの問題に対しても非常に

法律の必要性はないようなどこにない  
ところですから、そういう点に対し  
て政府の責任において検討を加えてお  
きたいと思いますが、生じた問題につ  
いては、たとえば車とのことで、お仕事

です。こういう点を全く政府の責任に置いて放置しておったよな状態の中において、ああいう事が大きくなり、ああいうことは否定することができない、と思います。肥料法それ自体の中にござるところも、ここもばく出しでござります。

昭和三十二年四月二十五日印刷

昭和三十二年四月二十六日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局